

(第一類 第二一號)

第一回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會議録第三十五號

昭和二十二年十一月十七日(月曜日)  
午前十時五十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 高岡 忠弘君 理事 川橋豊治郎君

理事 酒井 俊雄君

大石 シニ君

菊池 重作君

松澤 兼人君

大澤嘉平治君

千賀 康治君

中垣 國男君

大村 清一君

出席政府委員

内務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

專門調査員 有松 昇君

十一月十四日

警察法案中東京都各區に公安委員會設置の條項挿入の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一一〇四號)

料理飲食業者の營業再開許可の請願(庄司一郎君外一名紹介)(第一一〇五號)

同(細川八十八君紹介)(第一一二二號)

足寄村及び津別村を十勝支廳管轄に編入の請願(森三樹二君外四名紹介)(第一一四九號)

料理飲食業者の營業再開許可の請願(庄司一郎君紹介)(第一一六〇號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出)(第九〇號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。前會に引續いて質疑を行います。坂口主税君。

○坂口委員 二、三お聞きいたします。第一、本法によりまして警察の事務というものが、大體警察固有の事務といわれておりますものに限定されてゐることは、しつかり出てゐるようであります。この中の公共の秩序の維持、公安の維持といふことは普通使ふこととございまして、これを具體的にいたしますと、第二條のところに於ておきます運管管理の中の「公共の秩序の維持」といふものと同じ意味になるのか、あるいはなおそれより廣い意味におとりになつてゐるのか。從來の警察において弊害があつたといふふうにお認められておりますことは、要するにすべてのことが公安の維持といふことと、押しつけていけば關連しないものはない。従つて警察の仕事がだん／＼、さういふふうに擴がつていくおそれがあるものであります。従いましてここで、この意味をはつきりしておかれることが必要であると思つておられます。たとえば從來の特に本案と關連します營業の取締、あるいは風俗警察といわれてゐるようなものは、この際大體において他の方へ移り、警察では與からないことになつてゐるものであります。これと結びつきまして公安の維持、あるいは公共の秩序の維持と關連して、御解釋を承りたいと思つておられます。次には第五條の國家公安委員會の點

であります。これはあとの都道府縣、市町村の委員會でも同様であります。が、この中に強調されておりますことは、從來警察あるいは職業的公務員の經歷のある者を缺格條項にしてあるようであります。マツカーサー元帥の書簡によりましてさういふ意味が現われ、希望されておるようでございますが、これは他の缺格條項であります從來ある程度以上の犯罪を犯した者や、また將來この憲法のもとにおいて、日本の國家に對する反逆といふようなことの缺格條項は別といたしまして、從來いさ／＼も官吏であつたものの全體に對して、この公安委員會の委員たる資格がないといふようなことを、恒久法であるところの警察法で排除するといふことは適當であるかどうか、私は大いに疑うのであります。何十萬あるいは何百萬とありますところの從來の官職の經歷者、さういふものが平穩公然と職を行つて國家生活をしてきておるものに對しまして、恒久法でありますところの法規の中で永久にこれを排除する形において、さういふ條項を入れるといふことは適當でない。憲法にも、すべての國民が法の前に平等である。人種が違つても、あるいはその他のいろ／＼な、性別はもろんであります。宗教その他一切のものが無差別平等であつて、そのために社會的あるいは政治的の條件で、差別されることではないといふことが明らかに宣言されておるのであります。さういふりつばな憲法のもとにおいて、新たに

くられますこの恒久的な法律において、國民の相當の部分を含めましますものに對して、さういふ形においてこれを排除するといふことは私は適當ではないと考へます。もちろんこれはマツカーサー元帥の希望といふか指示によりまして、その必要があるとするならば、何か他の方法があると思つて。たとえばボツダム勅令によりましてこのパージの諸條項なり、あるいはまた、かりにさういふものでなくとも何かのものによりまして、將來これは任命でありますから、内閣總理大臣なり都道府縣知事なり、さういふ人を任命する側において、さういふものは當分任命しない、あるいは永久に任命しないといふ一つの基準をさへもつておりましたならば、さういふ人種を脅かすといふか、侮辱するかに見えます條項をここにに入れるようなこととなくして、マツカーサー元帥の心情なり希望に副うことができて私は考へる。さういふ點について御意見を承りたい。

それから特別區といふものがありまして、自治體警察として少し特別なやり方になつておるようでありまして、この點は日本の最も大きい都市に關するものであります。この條項によつてはぼ了承はできませんけれども、しかしたとえば各區が連合して警察の責に任ずる、しかしまた他の一方においては、各區がそれ／＼普通の市と同じような立場にあるといふようなこともありまゝす。またもし公安委員會といふものが、一つでこれだけをやるといふことであれば、他の市町村並びに三人の定員でいいのであるかどうか、あるいは五人なりもつと數を殖やしてやる必要はないか。さういふことも考へますが、とりあえずこの特別區に對しまして警保局長の御説明を讀みまして、それほど詳しくありませんので、この點は特に重大と考へますから、もう少し詳しく具體的御説明をお願いしたいと思ひます。

それから國家警察の運営といふことが、事務の範圍について掲げられておりますが、それ以外の鐵道とかあるいは水上、海上の警察といふようなことと、殊に今後日本に軍備がなくなりまして、さういふ點でありますので、日本に置かれた地理的の條件から申しますと、近い周圍にいろ／＼な國がありまして、從來の實情から申しますと、密渡航のことときもあり得る。密貿易もある。またそののみならず、さらに今までの實情から考へますならば、海賊といふようなもののおそれもありまゝす。またある場合には、特に對岸から日本に暴力をもつてはいつてくるというやうなおそれもある。これもある程度までは、やはり日本の警察において防禦しなくてはならぬ。さういふ點に對するところの考慮は、もちろん國家警察なり自治體警察なり、國家非常事態として全般を動かしてやられると思つておられますが、さういふ點を御考慮の上の十二萬五千であらうと考へます。さういふ點についての御見解、特に平時の水上警察といふものはどうい

うかつこうになるのであります。多くの港湾は自治體で經營しておりますが、その中に包含されておりますが、そういうのも自治體警察でやりになるのであるか。公安、水上警察、そういうものについてお伺いしておきたい。

最後に警察管區の問題であります。が、別表によりまして管區の名稱、區域というやうなものが示されております。多くは妥當であると思ひますが、九州管區につきましては福岡になつておるやうであります。私はこれはやはり交通を考えた上の地理的の中心が最も望ましい、こゝういふふうに考へます。他の方で見ても、大體交通がそこら出ておりました、必ずしも

嚴密な地理的の中心地ではありませんけれども、交通的にも中心になつておるやうであります。九州だけは福岡よりも熊本がやはり交通地位の上において中心である。これはやはり先の長いことを考へて、私はおきめになつておく方がよろしいと思ひます。いろいろな施設もだん／＼していかねればならぬ。ただ現在のちよつとした便宜のためになることは、よほどお考へにならなくともやならぬ。どういふ理由で福岡におきめになつて、熊本ではないのか。この點についてお尋ねしたいと思ひます。

○久山政府委員 最初警察法第一條にうたつてあります公安の維持、それから第二條の第二項第一號に書いてあります公共の秩序の維持というやうな點に關しまして、お考へを申し上げます。第一條にありますが公安の維持というのは、第二條第二項の各號に掲げてあります

ことの中で、生命、身體及び財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、及び公安の維持ということでありまして、犯罪の豫防及び鎮壓、それから交通の取締とか、令狀の執行とか、要するに第二條第二項各號に書いてありますこと、第一條に大きく生命身體財産の保護と犯罪の捜査と、被疑者の逮捕及び公安の維持、こゝ書いてしたのであります。その公安の維持は具體的には、第二條の第二項の各號の中に現われております事柄を包括いたしました公安の維持と、こゝ書いてしたのであります。

従いまして第二條におきます公共の秩序の維持ということが、公安の維持よりはさらに狭くなつて、結局二號、三號、四號、五號、六號というふうに警察の新しい任務として明瞭なものを書き上げました以外におきまして、どうしても個人的な權利の侵害以外の社會全般の秩序の侵害に對する秩序の維持といふものが警察の職責として残るのであります。従來公共の秩序の維持といふ名におきまして、いさ／＼も公共の秩序の維持に關係がありますれば、便宜上いさ／＼なことを警察の職責にこれを附加いたしました。本年の警察法により純粹に公共の秩序の維持といふことを逸脱いたしました。警察がやつた方が全體の効果を上げる上に適當である、より効果が多いというやうなことを、相當廣く警察の任務として課しておつたのであります。それが今後新しい警察の出発を機會といたしまして、もつとも從來、終戦以後、殊にこゝういつたやうな方面の事務は全體に委譲したじやないものであります。現在警察が現實に職責としてやつております事柄の中で、新しくこゝで

警察の任務からははずすというふうに考へておりますことは、もちろんこれも公共の秩序の維持といふのには關連があるものでありますけれども、たとえば經濟統制法令の執行というやうな事柄は、本來の嚴格な意味におきます警察の任務としては、必ずしも適當ではないといふやうなことから、こゝういふものはこの際警察の任務からは、はずすというふうに考へておるのであります。しかし公共の秩序の維持といふことの結果として、どうしても警察がやらなければならぬ事柄といふものは、やはりいさ／＼残るのであります。これは具體的には法律をもちまして警察の任務として新しくこれを規定していく。従いましてただいまお話がありましたやうな、風俗の破壊に對しまする公安の維持というやうなことは、やはりこれはどうしても警察の職責として残るのであります。公共の秩序の維持の中におきましては、やはり風俗の破壊に對しまする秩序の維持といふものは、その大きな一つとして残るというふうに考へておるのであります。それから公安委員の資格、條件といひまして、かつて職業的に官公吏と申しましたが、公務員であつた者を除外したじやないものであります。これはただいま坂口さんからお話がありましたやうに、かような者がこゝとく公安委員として不當であるといふことは、おそろく言ひ得ないのではないかとと思ひますけれども、この新しい民主的な制度の建前からいまして、全然官公吏に職を奪はなかつた、いわば全然役所に關係のなかつた新しい人、少くとも警察といふことに關連いたしまして、全然役所の經歷をもたないほ

んとする民間の人材をもちまして、新しいこの制度の運用にあたります中樞の公安委員になつていただくというところが、やはりこの制度を施行いたした一つののねらいでありまして、もちろんそのもとに具體的に事務を執行いたしますものは、こゝういつた職業として公務員の經歷をもち、あるいは將來もこゝういつた希望をもつ人がなるのでありますけれども、その最高の管理者である公安委員は、全然從來のやうな役所の組織なり、考え方、運営、殊に警察等につきましては、全然染みておらない人をもつて、はじめてこの制度の精神を活かしていくことができるというふうに考へまして、ここに法律にそつてこゝういつたのであります。従いまして官公吏といふものは事務部局において働く、そして全然經歷をもたない、いわば素人である民間の人がその運営の管理に當る。こゝういふやうに一つの警察運営の組織の中での責任を、分擔すると申しますか、違つた要素をもつた人の結合によつて、眞に民主的な警察の運営が完全にできるようになつたのであります。

それから特別區の問題につきましては、もと／＼これは現在は東京都だけしかないものでありますけれども、東京の例で申しますれば、二十三の特別區があるものでありますけれども、それがいわば一つの自治體、市としての作用ももちろんもつておるのでありますけれども、何と申しまして、二十三區の連合いたしました全體の區域が、自治的な生活におきましては一つの自治體的な働きをもつておるのであります。その吏員などもこれは都の吏員で

あります。また選舉權、被選舉權などにつきましても、各區ごとの制限はないのであります。やはり二十三區を包括する區域をもつて、一つの資格要件の區域といたしておるやうなわけでありまして、水道であるとか、ガスであるとか、電氣とか、こゝういつたやうなものは、こゝういつたやうなものであります。二十三區が連合して、それが一體となつて運営されるというところに、普通の都市と違つた性質があるというふうに考へるのであります。それが現實には都といふものの中に一體として包含されておるわけでありまして、特別區が連合いたしました都知事の所轄のもとに一つの委員會をもつて、二十三區にわたる區域の警察の運営に當るといふことが最も實質に即し、また警察の性格から申しまして、一番適當ではないかと考へまして、こゝに特別區に關する特例といたしまして、こゝういつた趣旨の規定を置いた次第なのであります。

それから海上の警察につきましては、海上保安廳と申しますか、沿岸警備の特別の組織が、運輸省所轄の系統におきまして設置されることになつておるのであります。その海上保安廳という役所が、海上におきます現在の警察の事柄を掌ることになるのであります。従いまして密輸入とか密入國とか、あるいは海賊とかいふものに對します海上の警察力といたしましては、海上保安廳に所屬いたしたものであります。これに當るのを第一義の建前といたしておるのであります。ただ港の内におきますいわゆる從來の水上警察といふやうな仕事は、やはりその港の水域を所轄いたしております自治體

が、自己の警察として港灣における水上の警察事務を掌ることになるのである。もちろん港灣に限りません。それ、自治體がその沿岸の水域におきましては、それ、自治體であるいは國家警察、それ、その所管に従ひまして、水上におきましても警察力をもちつておられますが、殊に港灣におきましては、相當なうかつた事務がたかさんあるものであります。これは普通自治體である市が、その地域として關係するところが多いのであります。大體港灣におきまします水上警察は、その港灣を所轄してあります自治體が、その警察をもつという建前に相なるのであります。

それから六つの管區についてお話をございましたが、これはいろいろの條件を勘案いたしまして、別表に書いてあります。その管區は、その本部の所在地を指定したのであります。お話を九州におきましては、もちろん管區本部というものがその管區にありまして、各府縣の公安委員會と密接な連絡をとり、各府縣のおきまします國家警察の運営の調整均一化をはかります關係上、あらゆる點で中心である便宜のいい場所を選ぶべきであります。それにはもちろん交通ということも重要な要素の一つであります。同時に通信の施設というのも、一つの重要な要點として考えたのであります。さらに現在現實にいろいろの社會關係、政治關係、行政等の措置におきまして中心になつておられる關係、さらに檢察廳の方の關係、向うの軍政の方の統轄しておられますような關係、そういったいろいろの點を總合的に判定いたしましたして、別表に掲げてあります。

すうに、九州におきましては福岡が、やはり管區本部の所在地としては最も適當である、こういう結論を得たのであります。大體そういう次第でありまして、殊に通信の關係等は非常に重く考えたのであります。そういう他の條件におきまして、多少あるいは別の土地がある點において適當であるということがありまして、一應現在施設いたしております有線、無線の施設というものが當分日本の現状なり、資材の關係からいたしまして、これを他に轉ずるといふことがほとんど實行不能であるといふような點から、通信施設というものの中心地といふものにつきます。これは、相當重く考慮をいたしたのであります。そういう點から九州においては、どうしても福岡が官公署の所在地として最も適當だ、こういうふうな判定をいたした次第であります。

○坂口委員 ほかはまだ質疑の通告がたくさんあるようですから、私の質疑は留保いたしておきます。

○坂東委員長 松谷天光君。

○松谷委員 まず第一にお伺いしたいのは、これは先ほどの質問にも出ておつたようであります。第一條の公安の維持に當るといふこの内容についてであります。ただいまの御答辯に項の數項目に當る内容であるといふようなお話でありましたが、この中にい

ゆる經濟警察も含まれておるのであるが、あるいは經濟警察はこれには含まないものであるかという點についてお伺いしたいと思います。

○久山政府委員 文字の解釋からいたしますと、いやしくも公安の維持、公

共の秩序の維持ということが警察の職務であります。以上は、統制經濟が施行いたされておる今日、その違反の犯罪を取締り、違反者を檢査すること、警察の職務であることは疑いがないのであります。ただ問題は、統制經濟の法令の違反者の取締を、警察にやらせることが適當かどうかということできまつてくるのであります。法律によつてそういうものを警察にやらせないで、別個の組織をつくつてやらせる方が、非常に效果的に統制經濟の目的が達せられるということになれば、警察の職務から離れてくるであろうと思ふのであります。現在私どもはそういうふうな考へており、またそういうことで政府におきまして、法案の準備を進めておられる次第であります。ここにあります公安の維持といふこと、からだけでは、はいるとかははらないといふことは、ただちに出て来ないのであります。それがやはり公共の秩序の維持であり、そういうことを警察にやらせるということが適當であるといふ法律をつくられば、それは當然警察の職務としてやることになる、かやうになると思ひます。

○松谷委員 ただいまの御説明で、ちよつと私の聴き方が悪かつたかもしれませんが、納得し得ない點がありまして、それは別に法律をこしらえて、いわゆる經濟警察をもこの中に含めるといふお話をなすか。それとも全然別個に、經濟警察なるものの組織をなさるといふ行き方をおとりになるのでしようか。その點をお伺いいたします。

○久山政府委員 新しい法律によりまして、警察からははずした行き方ではないかと考へております。

きたといふ考へております。

○松谷委員 大體それはいつごろ成立させようか。この經濟警察に關する面は、今日の新しい警察に發足いたします場合において、公共の維持にあたつて相當大きな部面を私にもつものであると考へておりますが、そういうことは早急にやつていただきたい。この法律とともに出していただきたいと考へるのであります。大體時期がわかりましたら、お伺いしたいと思います。

○久山政府委員 それは經濟安定本部の方が中心になりまして、目下法案の準備を進めておられますから、おそろくこの議會に早急に提出されることと考へております。

○松谷委員 次は第四條に掲げられております國家公安委員會の掌るところの事務についてであります。國家公安委員會は行政官にはあたらないものでございましょうか。第四條の内容で拜見いたしますと、いわゆる運管にのみあたるといふに解釋されるのであります。この點はいかがですか。

○久山政府委員 つまり運管は行政官にやらせようか。國家公安委員會は行政官にやらせようか。第二條第二號に書いてありますように、直接執行にあたりますことはやらないのであります。人事と豫算と組織と申しまして、人事と豫算と組織と申しまして、そういうことをやるのであります。警察通信とか、犯罪鑑識施設、救急施設、そういうようなこと、つまり行政官、直接警察の執行ではない、しかもそれが全體的に統一されてどこかで維持されておらなければ困るといふ、そういう組織的な警察の基礎をな

しする通信と犯罪鑑識施設と救急施設、これを公安委員會が管理をいたし、さらに現實の犯罪鑑識、犯罪統計、これもやはりどこかが統一して扱われないと効果がないといふものであつて、さらに非常事態の勃發の際には行政、運管、兩方をやるのであります。それは別であります。大體これは行政官といふ概念の中に入らぬ事柄だと考へておるのであります。

○松谷委員 次に第十二條に、その他にも出ておつたと思ひますが、ちよつと今條を思い出してみますが、この中にあります「一定の事由により罷免する。いわゆる長官の任命に公安委員會があたり、その罷免にあつては一定の事由による」といふだけの漢とした條文になつておられますが、この一定の事由によるといふのを、もう少し私は内容的に説明しておきませんか、いわゆる國家公安委員會の決定によつてなされると思ひますが、これが今日問題になつておられますように、罷免といふものを政争の具に供されてはならぬと考へます。こうした漢とした一定の事由によるといふだけでは、そういうおそれが多分にあるのではないかと憂うるものであります。この一定の事由によるというその内容を、どういふところにお置きになりますか。

○久山政府委員 それは公務員法の七十六條、七十八條に、公務員を罷免する事由といたして書いてあるものであります。一定の事由といふのは公務員法に書いてある規定に基いておるわけでございます。

○松谷委員 それではこの問題はあとに譲り、次に三十五條で、現在警察官吏が取得しております官位といふもの

は、この新しい警察法においてもそのまゝ認めるのでございましょうか。

○久山政府委員 國家警察の職員であります。大體現在おられます人の中から、おそろく警察署長が選ばれ、また警視、警部以下の者が選ばれる。將來新しく採用をいたし、あるいは運用の上でどうなつていくかは別問題であります。現在の人々がそのまゝの階級により新しい國家警察の職員になることだろと思つております。

○松谷委員 次は第四十條に關するのですが、「市及び人口五千以上の市街の町村は、その區域内において警察を維持し」とありますが、東京都の二十三區は人口が六十三萬から三十萬餘を擁しております。これを特別區という理由によつて、特別連合して東京都にその責任を與えるという點について、先ほどからたび／＼御質問があつたやうであります。人口の割合から申ししても、また警察權を地方分權的に確立するという點から申ししても、東京都二十三區に對する扱ひは、その區の實態を御調査の上で、もう少し慎重になされてしかるべきだと考へるものであります。當局は二十三區に、國民みづからによる公安委員會の設立の御意思は全然ないものでしょうか。この點について伺いたいと思ひます。

○久山政府委員 先ほども御説明いたしましたのでありますが、なるほど人口五千以上ということから見ると、相當多いのであります。これは獨立した一つの町村であります。現在は東京都しかありません。特別區は警察を設置いたします。特別區から見ました場合に、その特別區にある區域全體が自治體の

に一體をなしているという觀點から、警察は區の存してあります區域全體に一つの組織があることが最も實態に合つておるのであります。特別區においては先ほども申しましたやうに、都市計畫とか、あるいは道路とか、水道とか、そういったやうなものにつきまして、區ごとの特別區は存在してあります。また都の吏員が特別區に配屬されて仕事をするのであります。職員の選舉の條件においても、區ごとの住所の區畫といふものがないのであります。これが一體として一つの共同生活體をなしているという面が相當強く残つておるのであります。警察をつくる場合に各區ごとにつくることは、かえつて事態に即しないのであります。東京都においては二十三區が連合して、一つの公安委員のもとに一つの警察をもつということが最も實態に適している。かやうに考へてゐるのであります。

○松谷委員 憲法の條章によつても、地方公共團體は財産を管理して事務の處理及び行政を執行する權能を有するといふ規定がなされておるのであります。が、こゝから點から考へても、ただいまの御説明だけでは、新憲法の精神やその意圖と相容れない點も出てくるのではないかと考へるのであります。が、東京都における特別區單位の公安委員會設置の點について、いま一應御考慮をいただきたいものと考へます。

なお都道府縣の公安委員會の構成人員が三人であると第二十一條に出ておりますが、この組織については、委員が三人といふのは少いのではないが、いわゆる形式的な傾向に流れるおそれ

なしとは考へられないのであります。この人數を増加なさる御意思はないのであります。殊に三人とおきめになられた理由を伺いたいと思ひます。

○久山政府委員 委員の數を何名にするかといふことにつきまして、必ず何名でなくてはならないという理由は特別にあるわけではないのであります。ただ自治體警察の委員は、直接選挙執行といふものを管理した責任をもつておられますので、あまり數が多いといふのは、かえつてその委員會の性質に適さないのではないかと。やはり常識的に考へまして三人という程度が、最も警察の管理にあたります。委員會としては、適切なものではないか。それは地域が廣いか、人口が多いとか、從つて警察官の所屬したております數が多いとかいふことに關係なく、公安委員は三名といふのが、どうも社會の常識と申しますか、警察の運営の性質から申しまして、適當なものではないか。従ひまして非常な大きな特別區が連合してもちやうどな場合におきましても、やはり公安委員は三名が一番適當であると思ひます。

○松谷委員 この公安委員會の三人といふ點は、前に内務省降後後における組織の審議の場合であつたか何かと記憶いたしますが、やはり三人では少いといふ委員の御意見もあつたやうに記憶しておりますので、委員長より全委員にお諮りいただきまして、再考慮をしていただきたいと希望するものであります。私の質問はこれと終ります。

○坂東委員長 次は佐藤通吉君。  
○佐藤(通)委員 私はまず最初に、率

直に政府委員の方にお尋ねをいたしておきたいことがあるのであります。とらうのは、この前のこの委員會に付託された例の交通取締法案の審議のときであつたのであります。私も、私どもは取締りの一元化その他の立場から、また取締り法規の國際化と申しますか、そういう見地から、少くとも私の意見としては、大幅の修正案をもつておつたのであります。ところがいろいろの點から、そういうようなわれ／＼の考

えが、法案の中に入れないやうな空氣が濃厚であることを私は看取いたしました。がために、遂にその案を發表することなく引込めたのであります。それでこの警察法も、いわばこれは畫期的な改正であり、敗戦日本の警察の現在及び將來のあり方を示す新しい意味の立法であります。そこで私も過去には警察に若干經驗をもつておりますが、過去の警察の經驗を活かす意味において、今後の日本の警察をこゝういふやうな行き方にしていきたいといふやうな考へをもつております。が、こゝういふやうな自分の意見が、法案の中に織込まれる可能性があるかどうかといふ問題。これはいろいろの筋の關係もありましようが、もし可能であるとすれば、いろいろこの法案に對して修正の意見もあるだらうと思ひます。が、その修正意見を取りまとめで、この警察法案に對して、はつきりした意見の陳述をしてみたいと思ひます。であります。この點を最初にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○久山政府委員 この法律を制定いたしました趣旨をいたしまして、提案の際に内務大臣から説明がありましたやうに、民主的な警察をつくつて、地方

分權を強化するといふこの建前は、もうわれ／＼日本國民として、今日とらざるを得ない立場であり、またそれが日本を眞に民主化するために、絶對的に必要なことでありますので、そういう觀點からの問題は別といたしまして、それ以外にこの個々の内容につ

きましては、もちろんこの委員會等委員のお考へによりまして、適當に意見を出され、あるいは修正的な意見をお出しになることは、私どももいたしましては、それは當然のことであるとして、そういうことがどういふことかは、何とも申し上げられないのであります。

○佐藤(通)委員 ただいま局長のお話を聴きまして、私も大體その眞意を了承することができたのであります。から、それでは私の意見として、次に二、三申し上げてみたいと思ひるのであります。

まず第一に、法案の第一條であります。警察は、國民の生命、身體及び財産の保護に任じ、こゝういふやうなことが書いてあります。法律が保護すべき法域といふものは、生命、身體、自由財産、名譽といふやうなふうに、幾多の法律に列挙してあります。が、何かゆゑにここに生命、身體、財産だけを、警察がこれを取締る一つの法域の對象にしたかといふ問題、私どもは、刑法を見ましても、その他の法規を見ましても、常に法律の保護すべきいゆる法域といふものは、生命、身體、自由、財産、名譽といふやうに基定してあるやうに記憶しております。これを何かゆゑにこの第一條の警察は生命、身體、財産、それだけを護らねばならないか、これが第一點であります。

た

結束をつけておたのであります。ところが今度新しいところの警察法によつて自治警察というものが生れたときに、やはりそういうような形で、自治警察の署長は司法警察の點について仕事をやっていくのかどうか。あるいは事件の處理一切のことに關して、自分の主観によつてすべてのことを判斷して結束をつけていくようになるのかどうか、その點が司法省との間にどの程度連絡があり、了解がついておるかという問題であります。

○久山政府委員 刑事訴訟法の方の問題に、この法律としては、その關係を護つておるのでありますが、その方の關係におきまして、やはり個々の事件につきましては、検事が犯罪の捜査につきまして、命令ができるというふうなことになるのであります。警察それ自身が固有の職責、權利といたしまして捜査権をもつてあります。個々の犯罪の捜査につきまして、やはり検事が警察官に對しまして、指揮命令の權限をもつというふうな、刑事訴訟法の方で規定せられますので、その點は大體現在の司法警察の運営と大差はない、かように考へております。

○坂東委員長 外崎委員。

○外崎委員 二重になるかもしれせんが、お伺いしたいと思います。第三章の自治警察の中に、第四十一條「市町村警察は、第二條第二項に掲げた事項に關するすべての職務を行う。」となつております。それで第二條第二項は「一、公共の秩序の維持、二、生命及び財産の保護」これだけに關してあります。そうすると第二條の公共の秩序の維持、生命及び財産の保護、あとの方の三、四、五、六というのは、

どういうふうに考へるのですか。

○久山政府委員 それは全部をやるのでございます。二項の中で、一、二、三、四、五、六と、こうあるのではありませんで、二項に掲げた事項に關するすべての職務でありますので、それは一から六まで全部やるという意味であります。

○外崎委員 第四十九條に「警察署長は、上司の指揮監督を受けて、管轄区域内における警察事務を執行し」とありますが、この地方警察、自治警察の上司とは一體どれを指しておるのでありますか、御説明をお願いしたい。

○久山政府委員 自治體におきまして警察署長の上司ということになりますと、警察長——警察長というのは第四十七條、四十八條にあります。その市町村警察長というのがあります。その市町村警察長といたしまして、しかもその自治體におきましては、連警、行政、兩方の管理を市町村の公安委員會がこれをやりますので、結局上司の指揮監督ということになりまして、警察長及び根本の運営方針等につきましては市町村公安委員會、この二つになるかと思ひます。

○外崎委員 警察署長とありますが、警察署長以外に長をつくるのですか。

○久山政府委員 警察長というのには必ず二人はなくてはならぬのであります。警察署が小さいところでは、それは別に置く必要はないので、あるいは警察長が同時に署長をかねるというふうな場合が多いだらうと思ひます。

○外崎委員 第四十七條には「市町村警察長は、條例に従い」というのと、第四十九條の「警察署長」というのは、そうすると、各市町村に警察長と

いうものを一つずつ置くわけですか。

○久山政府委員 一つは少くともないと、それが警察を執行する上に……

○外崎委員 警察長というものは縣に置くのですか、警察管理の市町村に一つ置くのですか。

○久山政府委員 市町村に一つ置かなければならぬ。警察署長も警察長も一つはある。それは同じ人がかねる場合が多いだらうと思ひます。小さいところは、警察長が同時に警察署長をかねていいと思ひます。

○外崎委員 そうすると、その場合の上司の指揮とは何ですか。

○久山政府委員 その場合は公安委員會であります。

○外崎委員 第五十五條の「都道府縣國家地方警察の警察官は、市町村公安委員會からの援助の要求があつた場合は當該市町村の區域において、援助の要求をした市町村公安委員會の運営管理の下に、その職權を行うことができる。」とあります。市町村公安委員會から援助の要求がある。警察から援助を求めるのでなくて、警察が犯人を追いかけていく、そうして歸つてきてからこの委員會を開く。こういうことになりませんか。

○久山政府委員 警察からというのには、つまり公安委員會が警察の一番の首腦者でありますので、その責任のある人から援助の要求があつた場合に初めて出ていく。そうして責任をはつきりいたしませんと、ただ巡査が、ちよつとやつてくれというふうなことはないのであります。やはりその市町村の責任をもつていて公安委員會から要求があつた場合に出張していく。こういうことではあります。

○外崎委員 そうすると、その委員會は常時委員が三人とも警察へ詰めて事務をとつておるのか。それともとつていない場合に緊急の事件があつた場合、たとえば犯人が逃げて隣の區域へはいつたというふうな場合に、あらためて三人の委員を集めて、その委員會から隣の委員會にいくということになるのですか。

○久山政府委員 犯人を追跡して行つたとか何とかいうことは、これとはまた別なのであります。それは相互に協力し合うのであります。これは國家地方警察へ要求をして、自治體の方へ警察官に來てもらつて、そこである警察の仕事をやつてもらう。こういう場合に規定なのであります。今のようには、これは警察同士の連絡でつていくわけではあります。

○外崎委員 そうすると、援助を受けるといふ場合はどういふ場合ですか。

要するに集團強盜がいつて、自分の區域から逃がした、その場合に、公安委員會が頼まれれば援助するとかしないとか、そこはどうですか。

○久山政府委員 もちろんそういう場合には、公安委員會というものが警察の一番の責任者なのであります。これがいつも警察のいろいろの問題を知らないというふうな委員であつては困るのであります。その要求が一番責任があつてよいのであります。そこで規定しておりますのは、そういう突發の場合よりも、たとえば事前に大きな集會があるとか、そういう特別に手入をしなければならぬ。ある催しがあるとか、ある施設があるとかいうふうな場合に、自分の自治體の警察

だけでは足りない、従つてあらかじめ請求をいたしまして、國家警察の方から三十人なら三十人、何日にひとつ援助に來てもらいたい、こういうふうな場合を大體考へるのであります。突發的なお互いの事故の場合の連絡というの、それは、がほんとうに協力し合つてやるということでありまして、ここに書いてありますのは、そういうときももちろんはいるわけでありまして、應援のために援助を求める、しかも自分の方へ來てもらつて、そこで働いてもらつたという場合であります。これは公安委員會が前から正式に要求をするということが一番よい、こういう建前であります。

○外崎委員 公安委員會は、三人とも常時詰めるのですか、詰めないのですか。

○久山政府委員 その公安委員會の勤務の状況につきましては、これは實は法案の上では、それほど明瞭に現れておらぬのであります。中央の公安委員會は完全に常勤制で、絶えずそれだけを仕事にして常時詰めていた。しかし地方の公安委員會は、必ずしも三人が三人常時二十四時間、つまり普通の勤務と同じようには詰めておられない。詰めておらないのではないかと考へておるのであります。またりつばな人を得る建前から申ししても、完全に一切の他の職業を全部禁止いたしました。公安委員會だけを、しかも常時詰めておるというふうなことにいたしますことが、はたして適當かどうかというところで、國家公務員法の規定に準じまして、それ、實際の條例でそういう規定をつくるのであります。も

つとも國家公務員法にいたしまして

も、所屬長の許可を得れば、いろいろ他の警察のようなこともできるのであります。自治体の公安委員につきましても、三人が三人とも、常時普通の公務員として完全に詰めておける必要はないのではないかと。あるいはその三人の間で、どういふふうな運営するかというところはきめていただくことになりましうし、またそれが他の職業と兼動いたします状況につきましても、所屬長の許可を得ればよいのであります。それは場合によりましては、適當にそういうことがあつてもよいのだというふうな、法律の修正をしてもよいくらいに、實は私も考えておるものであります。そこは自治體の實情に應じまして、この規定のもとの切ない人が得られるように、またその勤務の状況については、自治體の實情によつて委員會自體できめていただく。しかしこれは警察の最高の責任者でありまから、何か突發事件がありました場合には、すぐ出動していただくということは、もちろんしなければならぬ義務がありますけれども、必ず公務員と同じように、三人が三人とも全部、時間通り勤務しなければならぬという必要はないのではないかと考えております。

○外崎委員 市町村の事情を見て方法をとりうといふだけしか考えていないのです。市町村長はどの三人のほかに加わつてやるのですか。  
○久山政府委員 市町村長は三人を任命するだけでありまして、直接の責任はないのであります。直接は委員が責任をもつわけでありまして、しかしそういう人を任命したのは市町村長でありますので、そういう人が、適切に委員としての職務を運営しておるかどうかというところは、絶えず知つておらなければ、その人を任命した責任及びいろいろの規則條例等をつくり出す責任、つまり處罰する責任がありますので、そういう意味ではもちろん市町村長が責任がありますけれども、運営それ自體については公安委員が責任者になる。一々市町村長がそのときに出て行つてどうするということはないのであります。

○外崎委員 第五十七條に「國家警察及び市町村警察は、その都道府縣國家地方警察又は市町村警察の管轄に屬する區域の境界外五百米以内の地域における犯罪については、その地域内においても職權を行ふ」とありますが、五百メートル以外のところはどうか。  
○久山政府委員 それは管轄外でありまして權限がないのであります。  
○外崎委員 そうすると、せつかくどうぼうを追つかけて行つても、五百メートルを一步出られてもいけないのですか。  
○久山政府委員 それは五十八條に書いてあります。管轄區域外で行われた犯罪については、管轄區域外においても職權を及ぼすことができる。こちらの管轄區域内で起つた犯罪については、他の區域内においてもできるのであります。

○外崎委員 そりすると、自分の區域から五百メートル向うで犯罪が行われた場合には、向うの依頼がなければ黙つていなければならぬ。  
○久山政府委員 つまり五百メートルを越えたほかの管轄は權限がないのでございませう。  
○外崎委員 自分の方からどうぼうが逃げていつた場合は、現行犯であつた場合は五百メートル以内は押えられるが、自分の區域外の場合は、五百メートル以内にはいつて来なければ、どうにもすることができないのであります。  
○久山政府委員 現行犯がこちらの管轄外で行われておるときは、管轄という觀念はなく、すぐ逮捕しなければならぬのであります。それ以外の場合は、自分の管内で行われないで、管内に影響を及ぼさない犯罪については、他の管内にはいつていつてやることはできないわけでありませう。今おつしやるような場合は、もちろんやらなくちやならぬのであります。そこで犯罪が行われてゐる、しかしそれは五百メートルの外だという場合は、すぐつかまなければならないのであります。  
○外崎委員 こういうことがはつきりしていないと、警察官は皆講習を受けた者ばかりでないだらうから困ると思ふ。いづれにしても實に不可解な法律になつてしまふのぢやないかと思ふ。もう少しこの點をはつきりしないと將來困る問題だと思ふ。  
○久山政府委員 今お話のようないわゆる現行犯的なものは、もう管轄區域ではないのでございませう。どこでそれがそれを見つけても、現行犯逮捕できるのぢやないかと思ふ。警察官はそれを逮捕しなければならぬ義務をもつのであります。そりうりうりとしてなく、管轄區域外で行われた犯罪だけは、區域外にはいつて行つてはやれないというこゝとでありますから、おつしやるような意味の心配はないと思ふ。  
○外崎委員 經濟事犯はどうなりませうか。  
○久山政府委員 先ほど申し上げまし

たように、經濟警察は原則として警察からはずす。警察でない別の組織でこれを扱うといふふうになると思ふ。  
○外崎委員 經濟警察をやるといふしまつた場合には、これは非常に關係が複雑になるのであります。區域内で行われた行爲、あるいはその結果が及ぼした行爲といふふうな場合は、向うから物を買つて来てこちらで賣りさばいたとか、いろいろ複雑な關係がありまして、どこかで所轄できることになつておりますが、一應經濟警察の問題は警察からはずす建前で進んでおるわけでありませう。  
○外崎委員 經濟警察をはずすと、警察の前で行われておつてもどうすることもできない。米を鐵道で送らうとしてゐることがわかつても、その米を抑えることができないといふことになりませう。いわゆるやみ取引が行われておつても、經濟問題であるから警察はどうすることもできないわけですが、これは改めて方法を考えるのですか。  
○久山政府委員 實は經濟警察を今の警察からははずすことによりまして、大きな經濟統制の根本の考え方、私はかわつてくるんぢやないかと思ふ。警察が、統制違反については全然これを取扱わないといふ建前にいたしますと、よほど龐大な綿密な組織ができませんと、今やつておられますような程度は取締りはできないと思ふ。従いまして今考えておりますような程度の組織なり人員によりまして、結局超重點主義と申しますか、非常に大口のある特定のものについてのみの嚴格にやる。そして今警察がやつておりますようなこまかいことは、おそらく警察がやらないといふことになりませう。

と、統制からははずすといふか、逆にそういうことになるんぢやないかと考えております。  
○外崎委員 この法案が議會を通過すれば、九十日以内に統制のわくがはずれたいが、もしはずれない場合は非常に困る問題になる。  
○久山政府委員 そこは經過的にいろいろ問題がありますので、實際に沿うように政府として考えていかなければならぬと思ふ。  
○外崎委員 五千人以上市街地に六人、あるいは何人といふふうなことはどういふふうになつておりますか。五千以上、あるいは一萬以上、三萬以上、五萬以上といふような市町村に對する警察官の配置はどういふふうになるのですか。  
○久山政府委員 今はずきり人口何萬に何人といふところまで決定した案をもつておりませんが、大體人口の基準によりまして、何名から何名くらいの人口をもつておるところには、何名から何名くらいの警察官を置くといふような基準が出てくると思ふ。  
○外崎委員 そりうりうりとしてこの法案が出て、これは大丈夫もてるのですか。少くとも五千以上の市街地には六人以上置けとか、三萬はいくら、五萬はいくら、十萬はいくらといふふうな、人員の基準もできぬようないふで、この法案はそのままつていけるのですか。  
○久山政府委員 それは現在九萬三千九百三十七人という警察官がおるわけでありまして、經過的にはそれを、國家警察と自治體警察に配置をきめるわけです。まだその五千以上の市街地町

村というのが、まだ明確に全部の決定を見ておらないのでありまして、従つてどこへ何人配置をすれば、全體としてうまく現在員が配置できるかという事は、これを實施するまでにはもちろんきめなくては行けません、この法案の審議と並行して今その準備をしておるわけではあります。

○外崎委員 市町村の公安委員會はその市町村でできますが、これを統轄するものはやはりあるのですか。

○久山政府委員 そういうものはありません。

○外崎委員 そうすると、ただ市町村長が任命した三人によつて、その市町村の警察が運営されていくというわけですか。

○坂東委員長 ちよつとお諮りいたしますが、この邊で休憩してはいかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 休憩する前にちよつとお諮りいたします。石田一松君がやがて小枝君に代つて、本委員會の正式な委員ではありますので、正式な委員諸君の質疑が終つてから、委員外の發言をしたいとありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたしました、暫時休憩、午後一時半から再開いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時四十七分開議

○坂東委員長 開會いたします。

都合によりまして、本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十八分散會